

委提第5号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和2年11月30日 提出

提出者 議会運営委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「を起立させ」を「に起立又は挙手をさせ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項及び第76条第2項ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第72条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めたときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

3 前項の規定により電子採決システムによる記名投票を行う場合には、第70条第4項の規定を準用する。

第76条第2項ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第131条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「を起立させ」を「に起立又は挙手をさせ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第133条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めたときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

3 前項の規定により電子採決システムによる記名投票を行う場合には、第131条第4項の規定を準用する。

第137条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。